

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
質疑応答集（建築物）

R3.3.8改正

No	質 問	回 答
A 事前協議	1 建築確認申請書と条例の事前協議申請書を兼ねることができますか。また、提出時期はいつごろですか。	申請書を兼ねることはできません。それぞれ必要図書を添付して提出してください。 また、提出時期は、UD条例の事前協議の際に平面計画等の変更が生じる可能性があるため、建築確認申請前に提出することが望ましく、遅くとも工事着手前までに提出してください。
	2 特定施設である建築物で建築確認申請を必要としない工事の場合は条例の事前協議が必要となりますか。	建築確認申請の要否にかかわらず、事前協議が必要な規模用途であれば、事前協議の対象となります。
	3 複数の用途を有する特定施設の建築物でそれぞれの用途に該当する部分が区別できない場合、一括して事前協議の申請は行なえますか。	行えます。 なお、事前協議申請書の記載にあたっては、施設の主要用途欄に最も大きい床面積を有する用途を、また施設の概要欄に全ての用途を併記してください。
	4 建築物と道路、公園を一括して事前協議申請書を提出できますか。	建築物、公共交通機関の施設、道路、公園はそれぞれ別申請となります。
	5 施設規模が2,000㎡以上の工場などで、従業員のみが従事する作業場は事前協議の対象となりますか。	「工場の生産ライン部分」や「従業員専用の出入口、廊下、階段、便所、倉庫等」は、基準が適用されませんが、事前協議の手続きが必要か否かについては、具体的にプランを確認してから判断するため、事前に審査機関にご相談ください。
	6 委任状の添付は必要ですか。	委任状の添付は不要です。各様式の担当者欄に代理者名等を記入してください。（各種様式の押印を廃止するR3.4.1より運用します。） なお、申請内容に疑義等が生じた場合、代理者であるかを確認することがあります。
B 複合施設	1 物品販売施設（主要な用途）と飲食施設の用途からなる一体の建築物で、施設間の移動が一度敷地内通路に出ないとできない場合、当該建築物を条例上の「複合施設」として取り扱いますか。	条例上の「複合施設」とは建築物内部（廊下等）で相互移動が可能なものを言います。 この事例のように共用部分がない場合は、「複合施設」になりません。整備する事業者が同一である場合、事前協議申請書の記載にあたっては、施設の主要用途欄に物品販売施設、施設の概要欄に物品販売施設、飲食施設と併記してください。
	2 飲食施設の用途面積が50㎡と物品販売施設の用途面積が150㎡の複合施設の場合、特定施設（事前協議が必要な施設）に該当しますか。	複合施設としては、500㎡未満であり特定施設にはなりません。物品販売施設としては100㎡以上、飲食施設としては100㎡未満であるため、物品販売施設の部分が特定施設になります。 なお、施設の用途面積算定にあたっては、物品販売部分、飲食部分の各床面積に、面積案分した共用部分の床面積をそれぞれ加算してください。

No	質 問	回 答
C 適合証	1 既存の公共的施設の所有者は適合証の交付を受けられますか。	整備基準に適合していれば、適合証の交付は可能です。 なお、交付申請時には、整備基準適合表と図面を添付してください。
	2 国、地方公共団体等でも適合証の交付を受けられますか。	整備基準に適合していれば、適合証の交付は可能です。
	3 共同住宅、工場、事務所で、整備基準の適用範囲が少ない場合でも適合証は発行してもらえますか。	整備基準に適合していれば、適合証の交付は可能です。
	4 適合証の交付を希望する場合、適合証交付請求書の提出時期はいつ頃ですか。	工事完了届出書の提出以降に提出できます。県では適合証の掲示を推進しておりますので、工事完了届出書と同時に提出していただき、完了検査を受けてください。 ただし、完了検査で適合しなければ適合証の交付はできません。
D 基準の適用	1 増築の場合は事前協議において、既存部分も整備基準に適合する必要がありますか。	整備基準の適合に係る審査は、原則として新築等（新築、新設、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕、大規模の模様替）に係る部分が対象となりますが、これに加えて、新築等に係る部分、既設部分を問わず、「確保が必要な経路」（＜別紙1＞参照）についても対象となります。 また、既存部分を利用して整備基準を適合させる計画とする場合は、当該既存部分も対象となります。（便所、避難施設、駐車区画等）
	2 地形の状況により、「敷地内の通路」の整備基準を遵守することが困難である場合は、どのように整備すれば良いでしょうか。	地形の特殊性により整備基準への適合が著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる出入口から道等に至る車路を設ける場合は、整備基準（建築物「6 敷地内の通路」（4））のただし書が適用されます。この場合、車寄せから建築物の出入口までの敷地内の通路について整備基準に適合させることで6（4）および6（6）の基準を満たすとみなします。 ※ただし、6（1）（2）（3）（5）については適合が必要になりますのでご注意ください。
	3 建築基準法第85条第5項の規定による仮設建築物である劇場などの興行施設は、条例の適用を受けられますか。	仮設建築物であるかどうかにかかわらず、特定施設に該当するものは事前協議（または通知）が必要です。
	4 建築物についての整備基準の適用範囲は、どこまでですか。	建築物についての整備基準の適用範囲は、「不特定かつ多数の人が利用する部分又は主として障がい者、高齢者等が利用する部分」となります。 よって、利用者の出入りを一般的に禁止しているエリア（従業員のみが使用する倉庫、荷物用エレベーター、階段、便所、工場のラインなどの他に、通常一般公衆の通行の用に供される見込みのない避難階段等）は適用されません。

No		質 問	回 答
D 基準の適用	5	UD条例の適合証が交付されている既存建築物に、既設の床を抜いて、エレベーターを新設する場合、事前協議の手続きは必要ないと思いますが、整備基準の遵守が必要となりますか。	事前協議手続きの有無とは関係なく、公共的施設の新築等をしようとする者は条例第18条第1項により、整備基準を遵守する必要があり、同条第2項により、公共的施設を所有し、又は管理する者は、整備基準に適合させるよう努める必要があります。適合証の交付を受けた既存建築物の工事については、整備基準に適合させるよう努めてください。
	1	官公庁施設とは、どのような施設まで対象とするのですか。	別表第1の1に記載されている用途及びその他の施設で、不特定かつ多数の人が利用し、又は主として障がい者、高齢者が利用する施設です。 職員のみが利用する施設は事前協議（通知）の対象とはなりません。
E 公共的施設の用途	2	薬局は物品販売施設の扱いですか。また、薬局と医薬品販売業店舗との扱いの違いは何ですか。	薬局とは薬事法第2条第12項（許可基準は5条）にいう施設で、調剤を行う施設としての構造設備や薬剤師の人数・常駐等の規定が定められています。 当条例では、薬事法による薬局については、医療施設としています。なお、薬局以外の医薬品販売業店舗部分は、物品販売施設となります。
	3	別表第1における「その他これらに類するもの」とは、どのようなものがありますか。	一例として、「用途分類事例表」を参照ください。 判断に迷う場合は、事前に地域福祉課又は審査機関へご相談ください。
	4	学習塾併用住宅の取り扱いは、どうなりますか。	学習塾の部分は各種学校等として取り扱います。 住宅の部分は公共的施設に該当しません。
	5	類似の施設への変更であっても、用途の変更として事前協議は必要ですか。	不要です。 条例施行規則別表第1の1（建築物）における、各項各号に掲げる施設間での変更は「用途の変更」には該当しません。（例 居酒屋→喫茶店：不要、美容院→喫茶店：要、企業寮→グループホーム：要） ＜参考＞例えば、事前協議（通知）が不要となる、同じ「8 教育施設」であったとしても、一般の学校と特別支援学校とでは、整備基準の適用項目が異なる場合がある（例：廊下等の傾斜路など）ため、注意のうえ、整備基準を遵守願います。
	1	用途面積とは何を指しますか。	単一用途の場合、原則として建築基準法による用途上不可分な建物の延べ面積を指します（倉庫、機械室など、普段、不特定かつ多数又は主として障がい者、高齢者等が利用しない部分も含みます。）。 当該建物に複数の用途（施設）がある場合は、それぞれの用途（施設）に分けて用途面積を算定します。複数の用途により共用される部分は、算定上の用途面積として面積案分等を行ってください。 なお、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕、大規模の模様替の場合は、これらの増築等される部分の床面積の合計となります。
F 用途面積の考え方			

No		質 問	回 答
F 用途面積の考え方	2	自動車修理工場と併設の販売スペースやショールーム等における用途の取り扱いは、どうなりますか。	販売スペースやショールームの部分については、実態に応じて、展示施設、物品販売施設等で取り扱いいます。詳細は各審査機関と協議ください。 複数の用途（例：工場と物品販売施設）により共用される廊下、事務所等の部分は、算定上の用途面積として面積案分を行ってください。
	3	店舗等併用住宅の場合の用途面積の考え方は、どうなりますか。	店舗部分のみの床面積とします。
	4	宗教関連施設の礼拝所等で崇拝物を設置している一般に出入りが禁止されている部分は集会施設として用途面積に算入しますか。	用途面積には算入します。

No	質 問	回 答
1 出入口	1 利用室の出入口を開き戸とした場合の有効幅員80cm以上の取り扱いを教えてください。	開き戸の場合、開けた際に、実際に通行できる幅員を有効幅員として、80cm以上が必要です。よって、開いた時の戸の厚み等に配慮する必要があります。
	2 両開き戸（手動）の有効幅員は片側で必要ですか。	片側の戸を開けた際に、実際に通行できる幅員を有効幅員とします。
	3 引き分け戸（手動）の有効幅員は片側で必要ですか。	片側の戸を開けた際に、実際に通行できる幅員を有効幅員とします。（片方を開けるともう片方も連動して開くタイプの戸は、両側合計の幅員となります） なお、指をつめないよう十分な引き残しを設けることを考慮してください。
	4 入口部分に踏込・上り框がある和室について、段差が生じる場合はどのように対応すれば良いでしょうか。	踏込までは段差なく入室できるようにしてください。 また、框などの段のある部分には手すりを設置したり、段の高さを車いすから乗り移りやすい高さにするなど、できるかぎり誰もが利用しやすいように工夫をお願いします。
	5 便所の出入口は利用室の出入口に該当しますか。	該当します。
2 廊下等	1 視覚障がい者誘導用ブロック等の色は黄色でなくても識別可能なら適合していると考えてよいですか。また、形状は鋏状のものでもよいですか。	建築物の整備においては、弱視者が認知しやすいよう、床材との明度、色相、彩度、輝度比に配慮したものであれば基準に適合していると判断しますが、原則は黄色としてください。 また、鋏状でも可としますが、樹脂を使ったものなど識別しやすい色のものとし「I S T 9 2 5 1」の形状に適合したものとしてください。
	2 物販店の売場の各通路、パチンコ店の各通路は、廊下等に該当しますか。	各通路のうち、主要な通路及び「確保が必要な経路」となる通路は廊下等と取り扱います。 廊下等と取り扱う通路の例は＜別紙1＞を参照ください。
	3 便所内の通路は、廊下等に該当しますか。	廊下等に該当しません。
	4 便所（多機能便房等を除く）のみに至る行き止まりの通路は廊下等に該当しますか。	原則として廊下等と扱います。ただし、形状や使用の仕方等により、他の規定を適用する場合も考えられますので、詳細は審査機関と協議ください。
	5 廊下幅は手すりの内法寸法ですか。	そのとおりです。
	6 2. 廊下（3）ニ「高低差がある場合においては・・・」の規定は異なる階への昇降機を想定した規定ですか。	廊下、敷地内の通路の高低差がある場合の規定は同一階を想定したものです。

No	質 問	回 答
2 廊下等	7 廊下の延長が50m未満であっても、行き止まりには転回スペースが必要ですか	必要です。車いすの転回に支障のないようにしなければいけませんので、直径150cm以上の円や、140cm×170cm以上の四角形が確保できる転回スペースを設けてください。
	8 傾斜路を設ける場合、傾斜路の始点終点に踊り場（平場）が必要ですか。	車いす使用者が傾斜路を利用する場合は、一旦停止する必要がありますので、平場が必要です。
	9 傾斜路に段を併設した場合、段の幅員はどの程度必要ですか。	傾斜路に段を併設する場合、併設した段の有効幅員は、90cm以上が望ましいです。
	10 廊下等に設けられる傾斜路およびその踊り場の両側に設ける立ち上げ等は、手摺の形状（横棧や側板）によって、車いすの脱輪防止や、松葉つえ等の落下防止を講じている場合は、立ち上げとみなしてよいですか。	原則、両側に立上げがある場合に適合と判断します。 手すりの形状が、車いすの脱輪防止や松葉つえ等の落下防止を講じていると判断できる場合は適合と扱いますが、具体的な形状を確認してから判断するため、事前に審査機関へご相談ください。
3 階段	1 段と階段の違いは何ですか。	階と階をつなぐものを階段といい、それ以外は段となります。
	2 階段の幅は、廊下の基準である120cm以上必要ですか。	UD条例に建築物の階段幅の規定はありません。建築基準法等関係法令を満たすようにしてください。
4 昇降機	1 玄関出入口から昇降機への視覚障がい者誘導用ブロックの敷設が無い場合でも昇降機の制御装置（ボタン）に点字は必要ですか。	各階から乗降する人を考慮して設置が必要です。
	2 EVかご内に設置する鏡は凸面鏡でも構いませんか。	鏡は、車いす使用者等が扉の開閉状況や足下の確認等をするためのものであるもので、必ずしも平面鏡である必要はありません。 ただし、天井付近に小さな鏡の設置であると見にくいことがあるため、できるだけ大きなものとしてください。
5 便所	1 来客者用の便所を一切設けない計画ですが、その場合も、車いす使用者が使用可能な便所は1以上設けなければなりませんか。	必要ありません。 ただし、事実上来客者が使用すると見なされる便所がある場合は、車いす使用者が使用可能な便所を1以上設けることが必要です。
	2 多機能便房（コンパクトタイプを含む）を独立して設置する場合の位置は、男女別便所の間に設置する必要がありますか。	必ずしも男女別便所の間に設置する必要はありませんが、近接する位置に設けることが望ましいです。
	3 多機能便房（コンパクトタイプを含む）は各階に必要ですか。	便所を設ける場合で、その階において不特定かつ多数の人が利用し又は主として障がい者、高齢者等が利用する居室がある場合は、その階に設けることが望ましいですが、整備基準では各階への設置まで求めています。（公共的施設に1以上の多機能便房の設置を求めています。）

No	質 問	回 答
5 便 所	4 手すり付き腰掛け便器のある便房は、便所が各階にあるなど、建築物内に複数ヶ所の便所がある場合は、それぞれ1以上必要ですか。	階に関係なく、建築物の中に複数の便所が点在している場合は、それぞれの箇所の便所において、腰掛便座及び手すりを設けた便房を1以上設けてください。
	5 男子用小便器を設ける場合に設置する、両側手すりのある床置き式の小便器等は、建築物内に複数ヶ所の便所がある場合は、それぞれ1以上必要ですか。	建築物内に1以上設置してください。使用頻度が多い便所内に設けることが望ましいです。
	6 和式便器は不可ですか。	整備基準では、各便所に手すり付きの腰掛便座を1以上設置することとなっていますので、和式便器のみでは不可です。 手すり付きの腰掛便座を設けたうえで、和式便器を設ける場合は、便器の前面に水平手すり、または垂直手すりを設けることが望ましいです。
	7 不特定かつ多数の者が利用する便所に洗面器のかわりに手洗い器の設置で可となりますか。	整備基準における洗面器には、手洗い器を含みますので可となります。
	8 多機能便房内に小便器を設置した場合は手すりのある床置き式の小便器その他これに類する小便器とする必要がありますか。	小便器を設ける場合においては、手すりのある床置き式の小便器その他これに類する小便器を、建物内に1以上設置する必要がありますが、多機能便房内の小便器への手すり設置が必須ということではありません。
	9 多機能便房（コンパクトタイプ含む）内の洗浄装置は壁付き式とする必要がありますか。	必ずしも壁付き式とする必要はありませんが、便座に座ったまま容易に操作できるものとしてください。 なお、ボタン式、靴べら式の洗浄レバー等、触知しやすく誤作動しにくいものが望ましいです。また、設置位置は、JIS S 0026によることが望ましいです。
	10 垂直方向I型手すり+水平方向棚を組み合わせた便所用手すりがメーカーの製品としてありますが、これをL型手すりとはみなしてもよろしいですか。	手のひらの面で体を支えることができる水平棚（要耐荷重）はL型手すりの一部を構成するものとみなします。また、垂直と水平部分が連続でない場合も可（目安として10cm程度の空き）とします。 棚のみでは横手すりとして扱いません。
	11 側方入口型コンパクトタイプ多機能便房の広さは、どの程度確保すればよいですか。	次の①②いずれかを満足する広さものとします。原則、洗面器等の下部空間は当該広さに含みません。 ①便器前方距離をA、奥行（幅）寸法をBとすると、 $A+B \geq 2600$ 、 $A \geq 1100$ 、 $B \geq 1200$ ②内接円150cm以上の空間が確保されたもの ただし、独自のデータ等の根拠がある場合や別途特別な配慮が行われている場合などは、個別に各審査機関へご相談ください。

No	質 問	回 答
5 便 所	12 例えば、男女兼用便房が2つ、便房前空間に洗面器付きの前室的なものがあるような一体的小規模便所空間の場合、全体を1つの便所として扱いますか。または、この前室は廊下等に該当し2つの便所があると扱いますか。	原則は一体的なまとまりがあるものとして、前室を含め1つの「便所」とみなします。ただし、形状等により、廊下等として扱う（例：当該空間を通らないと他の利用室へ行けない）場合も考えられますので、詳細は審査機関と協議ください。
	13 上記のような一体的小規模便所（1つの便所）に多機能便房がある場合、便所内通路としての前室空間の幅員の考え方について教えてください。	多機能便房への便所内経路は「廊下等」の適用は受けませんが、車いすをはじめとする利用者を考慮し、当然ながら機能を満たす最低限の幅員は必要となります。次の値を参考にしてください。 [車いすが通過できる必要寸法：幅員が800以上、直角曲がり（入り）は900×900角以上又は1000×800角以上の空間] ※バリアフリー法が適用される建築物は多機能便房までの幅員が1200以上（移動円滑化基準の場合）求められますので、ご注意ください。
	14 コンパクトタイプの多機能便房内の設備は、どのようなものが必要ですか。	原則、一般の多機能便房と同じ設備が必要です。
	15 一般の多機能便房内には洗面器が必要となっていますが、コンパクトタイプ多機能便房内にも必ず洗面器は必要ですか。	簡易型便房という性質を勘案し、同一便所内への設置でも可としていますが、利便性を考えるとコンパクト多機能便房内への設置が望ましいです。
	16 多機能便房の「直径150cm以上の円が内接でき、かつ、便器の前方に120cm以上の距離があるもの」の便器の前方とは、どの範囲ですか。 この範囲に、洗面器等が重複する場合は、基準を満たしませんか。	便器の前方とは、便器の幅の前方になります。洗面器等でこの前方部分の120cm以上が確保できない場合は、原則、基準を満たさないものとなります。
	17 多機能便房に設ける非常通報装置が作動した場合の通知方法はどのようにすればよいですか。	多機能便房以外の場所で、音声や光(両方が望ましいです。)により作動状況が確認できるようにしてください。 一般的には、多機能便房前の廊下で赤色灯が光り、警報音が鳴り周囲の人に知らせます。周囲に人がいない場合もありますので、事務室や管理室などへ通報するようにします。事務室等への通報まで行わなくても適合となりますが、施設の管理方法に合わせ、非常時に対応できるようにしてください。
	18 オストメイト対応設備は、便器と兼用してもよいか。	便器と兼用したオストメイト対応設備は、オストメイトのパウチや腹部を洗浄するときに利用しやすいものではないため、新築や増築の場合は、原則、便器とは別に、汚物流し台を設けた水栓を設置してください。 既存便所の改修等でスペースがなく、汚物流し台の設置ができない場合にやむを得ず便器と兼用する設備を使用できるものとします。

No	質 問	回 答
6 敷地内通路	1 福祉施設や病院等の外構におけるリハビリ用の遊歩道的施設は、整備基準が適用されますか。	整備基準における「1以上の敷地内通路」に該当する場合は適用されます。
	2 視覚障がい者誘導用ブロックを設置するにあたって、経路上に段と傾斜路を併設する場合、どちらの方に向かって誘導用ブロックを設置するべきですか。	視覚障がい者に対して、誘導が必要な経路をできる限り分かりやすく、覚えやすいように設置するのが第一であるため、基本的にはその経路に階段、傾斜路のどちらがあっても誤りではありません。 ただし、視覚障がい者にとってスロープは必ずしも有用ではなく、また、車いすを使用する人や杖を使用する人などにとって、視覚障がい者誘導用ブロックはその凹凸により通行しづらいことから、併設する場合は階段の方が望ましいと思われます。
	3 小規模な施設で階段、傾斜路が複数ある場合にすべての階段、傾斜路にて整備基準に適合する必要がありますか。	整備基準（建築物「6 敷地内の通路」(1)、(2)、(3)、(6)）の規定については、原則として、不特定かつ多数の人が利用する部分又は主として障がい者、高齢者等が利用する敷地内通路はすべて対象です。
	4 用途面積が2000㎡未満の公共的施設で敷地内通路を車路と並行して設置した場合に、車路を横断する部分を除く車路と接する部分に点状ブロックの敷設が必要ですか。	車路を横断する部分を除く車路と並行している部分については点状ブロックの敷設の必要はありません。敷地内通路が車路を横断する前後の部分には設置が必要です。 なお、道等に接続する部分にも設置することが望ましいです。
	5 敷地内通路の傾斜路とはどの程度のこう配のものが該当しますか。	こう配5%（1／20）を超えるものを言います。
	6 敷地内通路の表面の仕上げは、滑りにくいものとする必要がありますが、具体的にどのような材料を使用すれば適合となりますか。	屋外の敷地内通路は、雨天時に雨水の影響により、通常のタイル張り等であれば、転倒のおそれがあり、傾斜路で使用した場合は、車いす利用者が使いにくいおそれがあります。 そのため、雨水で濡れた場合にも滑りにくい仕上材を使用してください。具体的には以下のような配慮を行ってください。 ・車いすでの移動が困難となる砂利敷き、石畳の採用を避ける。 ・ノンスリップ加工を施したタイル等を使用する。 ・既存のタイル等においては、各メーカーや施工会社が提供している現場加工の滑り止め加工を施工する。 （国土交通省が発行している「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」も参考になるため、必要に応じて参照ください。）
	7 建築物外部の敷地において、道等から建物出入口に至る敷地内の通路とは、どの範囲のことですか。	道等に接する敷地境界線から、直接地上へ通ずる整備基準1. 出入口に定める外部出入口までの範囲です。1以上の敷地内通路を整備基準に合うよう整備してください。

No		質 問	回 答
7 駐 車 場	1	2000㎡以上又は駐車区画が30台以上の公共施設の場合、車いす使用者用駐車区画は、ゼブラマーク及び国際シンボルマークにて路面に表示する必要がありますか。	整備基準上、「立て看板等見やすい方法による標示」は求めています。必ずしもゼブラマークや国際シンボルマークの「路面表示」が絶対必要としている訳ではありません。ただし、施設整備の手段として是非設置してください。
	2	駐車場全体が玄関から遠い位置になってしまう場合における、車いす使用者用駐車区画位置の考え方について教えてください。	車いす使用者は駐車場内を移動する場合危険が伴うため、建築物の出入口に最も近い位置に設けることとしています。よって、まず第一に、車いす使用者用駐車区画だけでも、建築物の出入口付近に設置するよう極力努めてください。 施設の利用形態によりやむを得ず駐車場が建築物出入口から離れる場合は、当該駐車場の中で、車いす利用者が安全・円滑に通行でき、実移動距離が最も短い位置であることなどを勘案して設置してください。
	3	車いす使用者用駐車区画から建物出入口に至る経路は車路の部分を兼ねても良いのですか。	可能ですが、まずは、適切な動線が確保できる計画を十分検討してください。 経路を確保できず、やむを得ず車路の部分と兼ねる場合でも、安全性に十分配慮したものとしてください。
	4	共同住宅の駐車場に車いす使用者用駐車区画が必要ですか。	共同住宅の入居者用駐車場については、原則、車いす使用者用駐車区画の設置を求めています。 ただし、来客者用駐車区画を設ける場合には、1以上の車いす使用者用駐車区画が必要です。
	5	車いす使用者用駐車区画の床面は「平坦とし、水はけの良い仕上げとすること」とありますが、雨水の排水のためにはどれくらいのこう配が望ましいですか。	概ね1%以下とするのが望ましいです。
	6	車いす使用者用駐車区画の立て看板は固定式（基礎が地中に埋設する型）でなくてもよいですか。	必ずしも固定式である必要はありませんが、容易に動かせないように、管理が行き届くようにし、おもり等を設置してください。
1 3 カ ウ ン タ ー	1	カウンターはどのような使われ方を想定しているものですか。	主に書類への記入等で使用する場合を想定しています。
	2	レジカウンターの有効幅員の確認について事前協議段階で詳細が図化できない場合はどうすればいいですか。	事前協議申請書の図面で詳細な図化ができない場合は、平面図や条例施行規則第2号様式「整備基準適合表」にて表現してください。
	3	レジカウンターの高さ、奥行き等の規定はありますか。	高さ、奥行き等の規定はありませんが、車いす使用者を考慮し、上端高さを75cm程度、また下部空間を適切に確保することが望ましいです。
	4	カウンターは固定したものではないといけませんか。	必ずしも固定式である必要はありませんが、事前協議で示した位置で使用するようになしてください。

No		質 問	回 答
1 5 避難設備	1	非常口の屋内から外部に至る主要な避難経路には段差を設けないとはどういうことですか。	同一階及び外部に通ずる部分において、主要な避難通路は段差を設けないでください。
	2	消防法により、自動火災報知設備の設置義務がない場合、音声及びフラッシュ付きの誘導灯設置等の整備基準は適用されませんか。 また、任意設置する場合でも整備基準は適用されませんか。	消防法による設置義務が無い場合は、いずれも適用されません。 ただし、任意設置の場合はこれらの設備の設置が望ましいです。
1 6 案内板	1	案内板とはどういうものですか。	案内板とは、施設全体の形態や位置関係を案内したものであり、単なる階ごとの事務所名案内等は案内板とは扱いません。

用途分類事例表

	公共的施設	事 例
建築物	1 官公庁施設	交番、消防分署、消防出張所
	2 医療施設	整骨（接骨）、あんま・マッサージ、針灸などの施療院
	3 社会福祉施設	グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅（建築物内の共用スペースにおいて食事、介護等のサービスの提供を受けるものに限る。）、保育所（児童福祉法によるものに限る）
		【介護保険法第8条に定める各施設】 ・第7項に定める老人デイサービスセンター ・第9項に定める老人短期入所施設（ショートステイ施設） ・第11項に定める特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム） ・第18項に定める小規模多機能型居宅介護を行う施設 ・第20項に定める介護専用型特定施設、地域密着型特定施設 ・第24項に定める介護保険施設（介護老人保健施設、介護老人福祉施設※1） ※1 介護老人福祉施設は特別養護老人ホームのことです。
	4 商業施設	(1) 金融機関
		(2) 娯楽施設
		(3) 展示施設
		(4) 物品販売施設
		(5) 飲食施設
		(6) サービス施設
		(7) 遊技施設
	5 文化施設	
	6 体育施設	ゴルフ場のクラブハウス等（コースは対象外）
	7 宿泊施設	旅館業法の適用を受ける宿泊施設
	8 教育施設	野外教育センター、幼稚園
	9 各種学校等	学習体験施設、学童保育所、託児所（いわゆる認可外保育所含む）
	10 集会施設	葬祭場、結婚式場、宗教関連施設（礼拝所等）
	11 公衆浴場	
	12 自動車車庫	
	13 公衆便所	
	14 火葬場	
	15 共同住宅等	サービス付き高齢者向け住宅で共用スペースにおいて食事・介護等のサービスを提供しないもの
	16 事務所	
	17 工場	リサイクルセンター
	18 複合施設	道の駅、ドライブイン

○ 「確保が必要な経路」とは

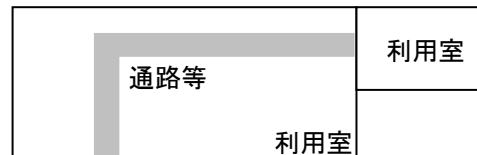
経路 1	道等から利用室および共同住宅等の住戸等（以下「利用室等」という。）
経路 2	道等から多機能便房（経路 1 の多機能便房以外の利用室等がない場合）
経路 3	利用室等から多機能便房
経路 4	車いす使用者用駐車区画から利用室等
経路 5	車いす使用者用駐車区画から道等（経路 1 の利用室等がない場合）
経路 6	道等から案内設備（視覚障がい者利用円滑化経路）

※三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例整備マニュアル(建築編) もご覧ください。

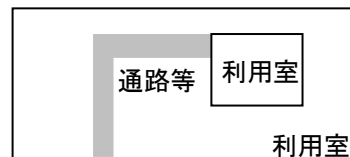
○ 利用室内における「廊下等」の考え方

原則として、一般的な利用室内部の部分に対して「廊下等」の整備基準は適用しませんが、次のような事例においては、利用室内であったとしても「廊下等」の基準を適用します。

- ① 利用室内を経由して、別の利用室に至る経路にあたる通路等



- ② 利用室内に別の利用室を内包する場合における当該最小単位となる利用室に至る経路にあたる通路等

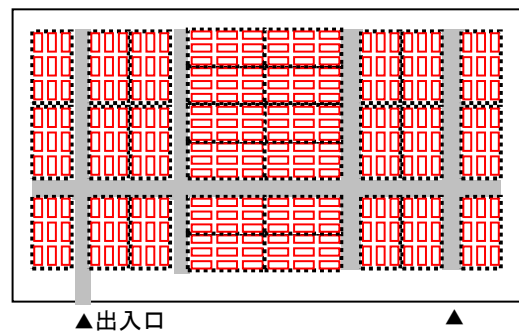


- ③ 利用室内の主要な通路等

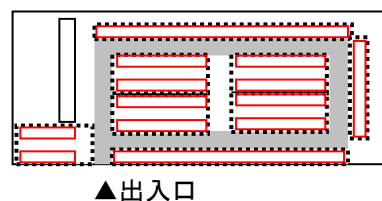
※ 売場・陳列棚、飲食店の客席の外見上の概ねの区画（以下「売場等区画」という。）を利用室②における最小単位の利用室同等として扱い、一定の通路については主要な通路として「廊下等」の基準を適用します。

その他の通路は、店員等の人的対応が講じられることを前提に、基準の適用外とします。

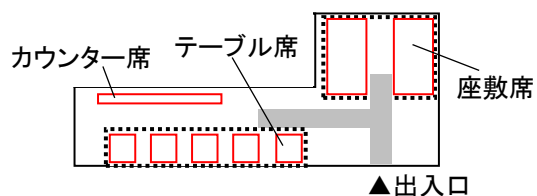
●大規模小売店舗の想定例



●コンビニ店舗の想定例



●飲食店舗の想定例



【凡例】

- 「廊下等」の基準を適用する通路等
- 売場等区画
- 陳列棚又は飲食店の客席

※三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例整備マニュアル(建築編) もご覧ください。